

情報通信分野の大型合併を巡る米政府の方針

— T-Mobile/Sprint、AT&T/Time Warner の事例 —

○氏名 山條 朋子 YAMAJO Tomoko

Keywords : 米国、水平合併、垂直合併、独占禁止、競争

1 目的

本研究では、米国の情報通信分野における最近の企業合併・買収事例のうち、**T-Mobile** による **Sprint** の買収及び **AT&T** による **Time Warner** の買収を取り上げ、連邦政府及び州政府による合併審査、裁判所の判決等を検証することで、情報通信市場の競争及び発展に対する米国政府の方針について考察する。

2 方法

米司法省 (DOJ)、米連邦通信委員会 (FCC)、カリフォルニア、ニューヨーク等関連する州政府の合併審査文書及び裁判所の判決を中心に文献調査を実施。米法律事務所への委託調査及びヒアリングにより補完。

3 結果

T-Mobile と **Sprint** の合併について、DOJ 及び FCC は 5G 国際競争における米国のリーダーシップ発揮、デジタルデバイド解消への貢献等を理由に承認。モバイル市場の競争を維持するために、衛星放送事業者の **Dish Network** を新規参入させる措置を講じた。ニューヨークやカリフォルニアなど 10 以上の州では、競争を管轄する司法長官が料金値上げによる消費者への悪影響等を理由に合併阻止を求めて訴訟を提起したが、裁判所はこの訴えを却下した。

AT&T と **Time Warner** の合併を巡っては、DOJ がビデオ市場の競争が歪められ、料金値上げやイノベーションの低下により消費者に大きな害を及ぼすとして反対したが、最終的に裁判所の判断により合併が実現した。

4 結論

過去の企業合併・買収審査では、競争・規制当局が精査の対象とするのは主に水平統合型合併で、垂直統合型合併については比較的寛容であった。また州司法長官が DOJ と別に判断を下し、訴訟を提起するのは極めて異例である。このように **T-Mobile** と **Sprint** 及び **AT&T** と **Time Warner** の合併審査において、連邦及び州政府がこれまでとは異なるアプローチをとった背景として、情報通信市場の発展、事業者のビジネスモデルの多様化、それに伴う競争構図の変化などが考えられる。

【主要参考文献】

DOJ、FCC 及び州政府当局の合併審査文書、裁判所判決文